

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案  
令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証をいう。以下同じ。）」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

特定教育・保育施設の設置者等による教育・保育給付認定に係る受給資格等の確認の方法を改めるため、本案を提出する。